同報メール文案

■　タイトル

【静岡県】社会保険労務士による無料専門相談を実施します！（10月～12月）

■　本文

県では、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（静岡県社会福祉人材センター）への委託事業として、社会保険労務士による無料専門相談を、東・中・西部の各地区で実施します。

事業所、従業員双方からの相談に対応しますので、職員の皆様へも周知をお願いいたします。

また、同一法人内の他事業所にも御案内いただけるようお願いします。

＜相談内容＞

福祉・介護に従事される皆様の労働問題

・セクハラ、パワハラ

・同じ仕事であるにもかかわらず、非正規職員と正規職員に待遇差がある

・有給休暇が取れない　　など

※日程・お申込みにつきましては静岡県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。（http://shizuoka-wel.jp/talk/labor/）

【問合せ先】

＜静岡県社会福祉人材センター＞

TEL：054-271-2110

FAX：054-272-8831

E-mail：jinzai@shizuoka-wel.jp

注１　この電子メールは配信専用です。

注２　静岡県健康福祉部福祉長寿局で管理する同報メールに登録された全ての事業所等へ配信しています。

【今回配信した担当課】

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

TEL：054-221-2314

FAX：054-221-2142

ﾒｰﾙ：kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp